

## 4. 介護保険のしくみ

### ① 介護保険制度について

介護保険制度は、越前市が保険者となって運営しており、40歳以上のおなさんが、加入者（被保険者）となり納めている保険料が大切な財源になっています。介護や支援が必要と認められたら、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人は65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）に分かれており、保険料の計算方法やサービスを利用できる条件が異なります。

### ② 介護保険料について

40歳以上65歳未満の方の保険料は加入している医療保険者ごとの計算方法により決められていますが、65歳以上の方の保険料は、越前市で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得などに応じて決まります。

越前市の介護保険料段階			
所得段階	所得段階の説明	保険料算式	1年間の保険料
第1段階	①生活保護を受けている人 ②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.25 (注1)	17,670円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額（注2）と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人で、かつ、第1段階に該当しない人	基準額×0.485 (注1)	34,280円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人で、かつ、第1段階に該当しない人	基準額×0.685 (注1)	48,410円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.85	60,070円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額 (基準月額)	70,680円 (5,890円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	84,810円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	91,880円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	106,020円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	120,150円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	134,290円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	148,420円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	162,560円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	169,630円

※ 注1 第1～3段階の介護保険料については、公費により引き下げられています。

※ 注2 自然災害等で損害を受けたり、生活困窮と認められる人は、申請により介護保険料軽減を受けられる場合があります。

### ③ 介護保険料の納め方

介護保険料は、受給している年金が年額18万円以上の人は、年金天引きで納めていただくことになります。ただし、次の場合は介護保険料の一部又は全部を一時的に納付書払いや口座振替で納めていただくことがあります。

#### (1) 納付書払いや口座振替\* になる場合

次のいずれかの場合は、納付方法が納付書払いや口座振替になります。

7月の年間保険料の決定後に介護保険料が増額になった	▶増額分が納付書払いや口座振替になります。
65歳になった 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった 他市町村から転入してきた	▶年金天引きが開始されるまでは、納付書払いや口座振替になります。 ※ 年金天引きの開始時期については、下記「(2) 年金天引きの開始時期」をご覧ください。
介護保険料が減額になった 年金が一時差し止めになった	▶納付書払いや口座振替になります。ただし、翌年4月に年金天引きできる状況になった場合は、翌年10月から年金天引きが再開されます。

※ 口座振替を希望される場合は、市内金融機関窓口又は税務課（⑩番窓口）で口座振替の手続きをしてください。  
口座振替の詳しい手続き方法はこちら→



#### (2) 年金天引きの開始時期

年金天引きは、市から年金天引きの対象になる介護保険被保険者を年金支払者（日本年金機構、共済組合等）に通知し、年金支払者側で年金天引きの準備が整うと開始されます。

65歳になった月*・転入した月	年金天引きが始まる時期の目安
4～9月	翌年4月
10・11月	翌年6月
12月	翌年8月
1月	8月
2・3月	10月または翌年4月 (年金の種類によって開始月が異なる場合があります。)

※ 1日生まれの人は、誕生月の前月です。(例：4月1日生まれの人は、3月が65歳になった月となります。)

#### (3) 保険料の決定と納付時期について

介護保険料は、毎年7月に決定し、保険料額決定通知書で通知します。

##### 年金天引き（特別徴収）の納付時期

2月	4月 仮徴収	6月 仮徴収	8月 仮徴収	10月 本徴収	12月 本徴収	2月 本徴収
----	-----------	-----------	-----------	------------	------------	-----------

※ 介護保険料は7月に決定するため、4月、6月、8月は、2月と同額を年金から引き落とします。(仮徴収)

※ 4月、6月、8月の保険料額に変更がある場合は、4月に保険料仮徴収額通知書をお送りします。

※ 10月、12月、2月は、7月に決定した年額から4月、6月、8月に納めていただいた額を除いた金額を3回に分けて年金から引き落とします。(本徴収)

##### 納付書又は口座振替（普通徴収）の納付時期（令和6年度）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日

## ④ 申請から介護サービスを利用するまで

- (1) **相談・申請** 介護保険制度やサービスの利用などに関する相談は、市長寿福祉課、地域包括支援センター、ケアマネジャーなどが受け付けます。  
また、申請は市長寿福祉課、今立総合支所で受け付け、本人や家族などのほか、ケアマネジャーが代行申請もできます。
- (2) **訪問調査** 市の調査員が自宅や病院などに伺い、食事や入浴、日常生活動作などに関する調査を行います。また、主治医に対し心身の状況について意見書を求めます。
- (3) **認定審査** 保健・医療・福祉の専門家で構成する「介護認定審査会」が、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護の必要性の有無や程度などについて審査します。
- (4) **認定結果の通知** 介護が実際にどの程度必要か判定され、その認定結果が通知されます。非該当（自立）と認定された方は、介護保険のサービスは受けられませんが、介護予防事業などのサービス（P27参照）を利用できる場合があります。
- (5) **ケアプランの作成** 介護サービスは、認定を受けた人がケアマネジャーに依頼（契約）して作成されたケアプランをもとに利用します。  
○ケアマネジャーとは、利用者の心身の状況に合わせて介護サービスを計画してくれる専門家（介護支援専門員）のことです。  
○ケアプランとは、介護サービスや施設選びに関して本人や家族と話し合っ  
て作成される計画書のことです。
- (6) **介護サービスの利用** ケアプランに基づいて在宅や施設でのサービスが受けられます。サービスを利用するときは、かかった費用の一部（1割～3割）（P34⑥参照）を自己負担します。

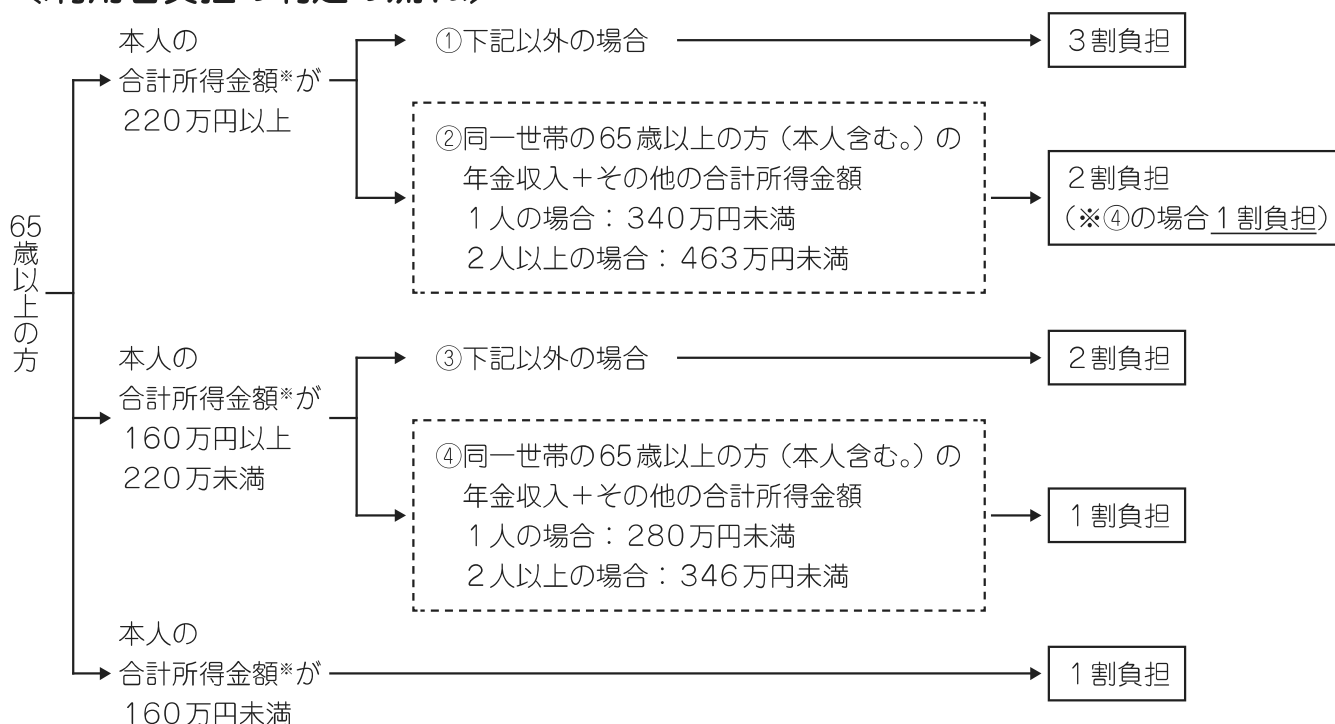
## ⑤ 要介護度ごとの利用限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額	利用者負担
要支援 1	50,320円	左欄の支給限度額の範囲内でサービスを利用した場合、利用額の一部（1割～3割）が自己負担となります。支給限度額を超えて利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。
要支援 2	105,310円	
要介護 1	167,650円	
要介護 2	197,050円	
要介護 3	270,480円	
要介護 4	309,380円	
要介護 5	362,170円	

## ⑥ 介護サービス利用時の負担割合について

総合事業の対象の方、要介護（支援）認定を受けているすべての方に「介護保険負担割合証」を交付します。

### 《利用者負担の判定の流れ》



- 市民税の所得更正があった方、世帯の方に異動（転出入・転居・死亡・65歳到達等）があった方、65歳になった方等は、年度途中で負担割合が変更になる場合があります。
- 64歳以下の方、本人が市民税を課税されていない方、生活保護を受給されている方は、所得金額にかかわらず、1割負担となります。

## ⑦ 高額介護サービス費

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

※ 該当する方には、市から「支給申請書」をお送りします。

「支給申請書」が届いた人は、必要事項を記入のうえ、市にご提出ください。

一度「支給申請書」を提出した人は、次回から申請書の提出は不要です。

## ⑧ 高額医療・高額介護合算制度

1年間（8月から翌年7月）に支払った健康保険と介護保険の自己負担の合計額が定められた限度額を500円以上超えた場合に支給されます。

※ 該当する方には、医療保険者から「支給申請書」をお送りします。

## ⑨ 介護保険負担限度額認定制度

### (施設・短期入所サービス利用時の食事・居住費の軽減)

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の食費・居住費（滞在費）が次の要件に該当する方は、申請により負担する金額が軽減されます。（毎年度申請が必要です。）

#### [軽減の対象となる方]

##### (1) 所得要件

世帯全員（世帯が違う配偶者（内縁関係の方）を含む。）が市民税非課税であること。

##### (2) 資産要件

預貯金等が定められた額以下であること。

## ⑩ 介護保険のサービスを利用する場合の注意点

- 介護保険料を滞納している方が介護保険のサービスを利用した場合、滞納期間により保険給付が制限されることがあります。
- 交通事故などの第三者の行為によって介護保険サービスを利用する場合は、必ず市へ連絡してください。（示談をする前に連絡をお願いします。）

## ⑪ 介護保険のサービス

### 在宅サービス

	サービスの種類	サービスの内容
自宅で受けるサービス	・訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。
	・訪問入浴介護 ・介護予防訪問入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。
	・訪問看護 ・介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション	居宅での日常生活能力を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。
	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通って受けるサービス	・通所介護 (デイサービス)	施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、日常生活能力のための支援を日帰りで行います。
	・通所リハビリテーション (デイケア) ・介護予防通所リハビリテーション	施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

	サービスの種類	サービスの内容
入所 短期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活／療養介護（ショートステイ）</li> <li>・介護予防短期入所生活／療養介護</li> </ul>	福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
居宅での暮らしを支える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・介護予防福祉用具貸与</li> </ul>	<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具（車いす、特殊寝台、歩行器、つえ、手すりなど）を貸与します。</p> <p>※ 介護度により貸与できないものがあります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定福祉用具販売</li> <li>・特定介護予防福祉用具販売</li> </ul>	<p>排泄や入浴などに使用する福祉用具（腰掛便座、入浴補助用具など）を購入した際に、購入費を支給します。</p> <p>※ 同一品目は原則1回のみが支給対象です。</p> <p>※ 対象経費の上限は同じ年度内（4月から翌3月）で10万円です。（購入費に対し負担割合に応じて7～9割を支給）</p> <p>※ 購入前に必ず契約しているケアマネジャーか市に相談してください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修費支給</li> <li>・介護予防住宅改修費支給（P11参照）</li> </ul>	<p>排泄、入浴、外出など日常生活動作の自立を助けるための住宅改修をした際に、費用を支給します。</p> <p>※ 対象となる工事：手すりの取付け、段差の解消、床材・通路面の変更、扉の取替え、便器の取替え</p> <p>※ 対象経費の上限は一人につき20万円です。（工事費に対し負担割合に応じて7～9割を支給）</p> <p>※ 工事前に必ず契約しているケアマネジャーか市に相談してください。</p>
い暮らし 在宅に近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護</li> </ul>	有料老人ホーム等に入所している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

### 地域密着型サービス ※ 原則として他の市町のサービスは利用できません

	サービスの種類	サービスの内容
住み慣れた地域での生活を支援	小規模多機能型居宅介護（含介護予防）	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（含介護予防）	<p>認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活をします。</p> <p>※ 介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2の人のみ</p>
	認知症対応型通所介護（含介護予防）	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能をあわせもったサービスで状態に応じ医療のニーズの高い利用者に対し適切なサービスが受けられます。

	サービスの種類	サービスの内容
住み慣れた地域での生活を支援	地域密着型介護老人福祉施設	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設です。
	地域密着型通所介護	定員が19人未満の小規模な通所介護事業所です。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

**施設サービス ※ 要介護1～5の人が利用できます（要支援1・2の人は利用できません）**

	サービスの種類	サービスの内容
施設に入所する	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活の支援や介護が受けられます。 ※ 原則として要介護3以上の方が対象です。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護医療院	長期の療養が必要な人が入所して、医療・看護・介護・リハビリテーションや日常生活上の支援を受けられます。


**共生型サービス**

平成30年4月から、高齢者や障がい児・者が同じ事業所でサービスを利用できるようになりました。事業所は市の指定を受ける必要があるため、ご利用を検討される場合は市にご相談ください。

医療法人 **野尻医院** 内科・小児科 夕方7時まで  
 〒22-1112 平出1丁目12-37 TEL 22-5108

複合型デイサービス「てまり」 小さなデイサービスです。我が家のようにゆっくりお過ごしください。

地域交流カフェ お気軽にどうぞお越しください♪

みんなのしゃべり場「てまり茶屋」 毎週水曜日13:00～16:00 

## ⑫ 越前市内の居宅サービス事業所一覧

(行政区順)

	事業所名称	所在地	電話番号
居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)	居宅かいごしえん府中	府中1-3-5	22-1084
	居宅介護支援センターおいで	堀川町3-14	21-5454
	サンライフ小野谷	蓬萊町6-24	21-1068
	ふくし百選プランニング越前	幸町1-16 (パラッツォTAMAYA2階)	42-8545
	ケアセンターふじ	北府3-5-1	22-0234
	いきいき居宅介護支援事業所	高瀬2-4-22	22-2500
	居宅介護支援センター あいの樹	中央2-9-40	21-2886
	ケアフルハウス居宅介護支援センター	広瀬町153-12-2	22-0030
	県民せいきょう居宅介護支援事業所(丹南)	家久町49	22-5001
	ニチイケアセンター武生	国高1-16-16	25-5080
	東武介護支援センター	横市町6-3	21-1155
	さわやか介護支援センター	塚町214	21-5800
	あいしん居宅介護支援事業所	瓜生町45-11	23-3821
	和上苑居宅介護支援事業所	高木町12-7-1	23-1114
	ほっとマネージメント	高木町111-2	21-5208
	アスピカ居宅介護支援センター	新保町20-31	43-6292
	レッツ居宅介護支援センター	新保1-5-2	42-6822
	しくらケアプランステーション	今宿町8-1	21-3333
	越前市社会福祉協議会 ケアマネジメントサービスセンター	矢船町8-12-1	25-0005
	居宅介護支援 いっぷく	黒川町114-61-1	28-1101
はながたみ介護支援センター	粟田部町33-1	42-1800	
メゾンいまだて 指定居宅介護支援センター	東樫尾町8-38	43-0202	
通所 リハビリテーション (デイケア) 事業所	林病院リハビリテーションセンター 通所事業部	府中1-3-5	22-0336
	サンライフリハセンター	蓬萊町6-24	22-8835
	シルバーケア藤	北府3-5-1	22-8821
	シルバーハイツ武生	中央2-9-40	21-3111
	デイケアしくら	今宿町8-1	23-0150
	デイケア はながたみ	粟田部町33-1	42-0011
通所介護 (デイサービス) 事業所	えっほ わかたけ	堀川町9-15	29-3500
	デイサービスセンターわかたけ	本多2-3-19	25-5252
	デイサービスパワーリハビリアイ	本多1-12-3	21-5833
	いきいきデイサービス	高瀬2-4-22	22-2500
	デイ・フィットネス 楽らく 越前南店	東千福町10-19	22-5350
	しくらデイ明日花	千福町328	25-5522
	ケアフルハウスデイサービス	広瀬町153-12-2	22-0030
	県民せいきょう丹南きらめきデイサービス	家久町49	22-5001
	ニチイケアセンター武生	国高1-16-16	25-5080



	事業所名称	所在地	電話番号
通所介護 (デイサービス) 事業所	さくら倶楽部	横市町4-5	21-1307
	いちばん介護デイサービスセンター	瓜生町31-1	22-0055
	デイサービスセンター和上苑	瓜生町33-19-4	23-4565
	ほっと地域リハビリセンター	高木町55-11-15	21-5208
	リハフィットほっとチャレンジ越前	高木町55-11-18	29-3000
	レッツデイサービス横根	横根町12-4-1	43-5311
	デイサービスセンター第2和上苑	白崎町34-2-1	25-6363
	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンター芦山	矢船町8-12-1	25-0070
	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンターいまだて	杉尾町1-27-1	43-1212
	デイサービスセンター メゾンいまだて	東檉尾町8-38	43-1800
訪問介護事業所 (ホームヘルプ)	訪問介護ステーション府中	府中1-3-5	24-3610
	和上苑ホームヘルプ	本多2-3-19	23-6611
	あいぜん訪問介護センター	広瀬町131-23	21-1782
	訪問介護サービスケアフルハウス	広瀬町153-12-2	22-0030
	県民せいきょうホームヘルプサービス(丹南)	家久町49	22-8611
	ニチケアセンター武生	国高1-16-16	25-5080
	いちばん介護	瓜生町31-1	22-0055
	ほっとヘルパーステーション	高木町111-2	21-5208
	レッツ訪問介護ステーション	横根町12-4-1	43-5633
	越前市社会福祉協議会 ホームヘルプサービスセンター	矢船町8-12-1	22-3233
	指定訪問介護 いっぷく	黒川町114-61-1	28-1101
	ニチケアセンター今立	新在家町8-40	42-1076
訪問入浴介護事業所	越前市社会福祉協議会 訪問入浴サービスセンター	矢船町8-12-1	25-0070
訪問看護事業所	訪問看護ステーション府中	府中1-3-5	24-3610
	訪問看護ステーション ひだまり	本多1-8-41	25-6008
	すずらん看護サービスステーション	中央2-9-40	21-1808
	医療法人 野尻医院 居宅介護支援センター	平出1-12-37	22-5108
	ケアフルハウス訪問看護ステーション	広瀬町153-12-3	22-0030
	訪問看護ステーション ころも	家久町90-8-31	42-6225
	訪問看護ステーション えちぜん	国高2-44-3-9 松原ビル1F西	42-6604
	東武内科外科クリニック	横市町6-3	21-1155
	さわやか訪問看護ステーション	塚町214	21-5800
	ライフケアリング 蕾	瓜生町31-1	42-7322
	ほっとリハビリ訪問看護ステーション	高木町55-11-11	21-5208
	しくら訪問看護ステーション	今宿町8-1	21-5555
	訪問看護ステーションいまだて	粟田部町33-1	42-1800

	事業所名称	所在地	電話番号
訪問 リハビリテーション 事業所	医療法人 林病院 リハビリテーションセンター	府中1-3-5	24-5508
	医療法人 斎藤医院	北府3-5-1	22-0234
	池端病院 訪問リハビリテーションセンター	今宿町8-1	23-0150
	一般財団法人 今立中央病院	粟田部町33-1	42-1800
短期入所生活介護・ 短期入所療養介護 (ショートステイ) 事業所	ショートステイ いちばん星	瓜生町31-1	22-0055
	第3和上苑	高木町12-7-1	23-0700
	ほっとリハビリショートステイ	高木町55-11-18	29-3000
	第2和上苑	白崎町34-2-1	25-6400
	水仙園	萱谷町4-9-1	27-2155
	短期入所生活介護センター メゾンいまだて	東檜尾町8-38	43-1800
	医療法人 斎藤医院	北府3-5-1	22-0234
	シルバーケア藤	北府3-5-1	22-8821
	シルバーハイツ武生	中央2-9-40	21-3111
	池端病院	今宿町8-1	23-0150
介護医療院 今立中央病院	粟田部町33-1	42-1800	
福祉用具貸与・ 特定福祉用具販売 事業所	サンライフ小野谷	本多1-2-2	21-2265
	いちばん介護 福祉用具貸与事業所	瓜生町31-1	22-0055
	ほっとリハビリ福祉用具センター	高木町55-11-11	21-5208
特定施設入居者 生活介護	フォーユーエクセルわかたけ	堀川町9-15	22-6767
	サンライフ小野谷	蓬萊町6-24	21-1068
	ケアフルハウス	広瀬町153-12-2	22-0030
	ケアハウス ファミールほのか	氷坂町46-41-2	23-9889
	ロイヤルほっとクラブ	高木町55-11-18	29-3000
	特定非営利活動法人 ケアホームいっぷく しらやま山荘	黒川町114-61-1	28-1101

## 地域密着型事業所一覧

	事業所名称	所在地	電話番号
小規模多機能型 居宅介護事業所	小規模多機能ホーム 藤の里	国府2-8-33	43-5505
	小規模多機能ホーム こころ	本多1-8-12	23-2022
	小規模多機能 いきいきホーム	高瀬2-4-22	22-2500
	県民せいきょう小規模多機能ホーム 丹南きらめきハウス	家久町49	22-5011
	小規模多機能ホーム ほがら家	瓜生町31-1	21-5588
	小規模多機能型居宅介護 わきあいあいわかたけ	高木町12-7-1	25-1800
	小規模多機能ホーム かのん	横根町12-4-1	43-5328
	アスピカケアセンターたけふ 小規模多機能ホーム	新保町20-31	43-6242
	小規模多機能型居宅介護 王子保ホーム	四郎丸町61-1-12	42-7765

	事業所名称	所在地	電話番号
小規模多機能型 居宅介護事業所	小規模多機能型居宅介護事業所・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 おいで家	粟田部町42-6-1	43-1900
	小規模多機能いきいきホーム サテライト 和紙の里ホーム	大滝町25-23-1	42-0250
看護小規模多機能型 居宅介護事業所	看護小規模多機能ホーム ひだまり	本多1-8-41	25-6001
	看護小規模多機能ホーム ケアフルハウス	広瀬町153-12-3	22-0030
	生き生きほっと倶楽部	高木町111-2	21-5208
	看護小規模多機能ホーム クローバー	杉尾町1-24	42-6067
地域密着型 通所介護事業所	デイサービスセンター オアシス	堀川町3-14	21-5454
	複合型デイサービス「てまり」	平出1-12-37	22-5108
	吉野デイサービスセンターほのか	氷坂町46-41-2	22-9229
	デイサービスいっしょ家	家久町74-14-1	29-3280
	くるみの森 武生	国高2-322-7	42-8936
	レッツデイサービス新保	新保1-5-2	42-5111
	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンター やふね	矢船町8-12-2	25-0113
	総合支援センターわかたけ	西谷町33-10-2	21-0300
	デイサービス ふう	小野谷町4-1-10	43-5596
認知症対応型 通所介護事業所	越前市社会福祉協議会 デイサービスセンター つねひさ	常久町1-15-1	25-0550
	県民せいきょう丹南きらめき あったかホーム（BLG 丹南）	家久町49	22-5002
	デイサービスセンター らくらく	稲寄町12-8-5	22-2120
	認知症対応型通所介護事業所 いこいの家	粟田部町42-5-4	43-1906
認知症対応型 共同生活介護事業所	グループホーム 藤の都	北府3-7-25	25-6002
	グループホーム 藤の園	北府3-10-21	25-5001
	アクティブケア あいの樹	小松1-5-4	21-2110
	県民せいきょう丹南きらめきグループホーム	家久町49-4-1	22-7760
	グループホームらくらく	稲寄町12-8-5	22-2120
	ラポールわかたけ	瓜生町33-15-1	25-5800
	極ほっと倶楽部	高木町111-2	21-5208
	グループホーム らいふ	横根町12-4-1	43-5406
認知症対応型 共同生活介護事業所 ゆうゆうの家	粟田部町42-6-1	43-1900	
地域密着型 介護老人福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム メゾンいまだて	東榎尾町8-38	43-1800
定期巡回随時対応型 訪問介護看護事業所	レッツ定期巡回ステーション	横根町12-4-1	43-5633
	定期巡回ステーションひだまり	本多1-8-41	25-6112
地域密着型特定施設 入居者生活介護	藤の杜	北府3-12-71	25-5000